



宇都宮基署発1122第1号  
平成28年11月22日

各 労働災害防止団体長 殿

宇都宮労働基準監督署長



### 死亡労働災害等増加にかかる要請について

労働行政の推進につきまして、日頃から格別な御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、宇都宮労働基準監督署管内における死亡災害の発生状況について、昨年は10月末において2人でしたが、本年は10月末において既に6人が死亡しているところです。また、平成28年10月末日における休業4日以上の労働災害は、365人であり、前年同期より約4.3%増加しております。

これから年末年始を迎えるにあたり、労働災害の増加などが懸念されることから、毎年、中央労働災害防止協会の主唱により実施されている「年末年始無災害運動」の実施期間に併せ、宇都宮労働基準監督署として下記のとおり、事業場における一斉点検の取り組み強化の推奨を図ることといたしました。

つきましては、貴団体におかれましても、以上の趣旨について御理解を賜り、会員事業場に対して、その内容を周知していただくとともに、適切に御指導いただきますようお願い申し上げます。

記

#### 1 期間

平成28年12月15日から平成29年1月15日まで

#### 2 要請事項（事業場における実施事項）

(1) 労働災害が最も多く発生する水曜日、又は事業場で設定した日における、次の項目に関する「一斉点検」

①墜落危険箇所の安全点検

②機械関係の安全点検



③転倒等業同災害の防止の安全点検

④交通事故防止の安全点検

点検項目の詳細

別添「重点リスクチェックリスト（例）」(\*1)記載の点検項目、  
又は、事業場独自の点検項目

(2) ポスター等の掲示による意識の高揚

別添「水曜日は一斉点検」(\*2)、「安全行動宣言」(\*3)、その他、労働  
災害防止に関するポスター等の掲示

(\*1) 栃木労働局HPに掲載しています。

ホーム>労働基準監督署>労働基準監督署からのお知らせ>宇都宮労働基準監督署>安全文  
化推進運動>「重点チェックリスト」(例)

(\*2) ホーム>労働基準監督署>労働基準監督署からのお知らせ>宇都宮労働基準監督署>「水曜  
日は一斉点検」

(\*3) ホーム>労働基準監督署>労働基準監督署からのお知らせ>宇都宮労働基準監督署>安全文

# 水曜一斉点検で危険の芽の絶滅を

## 重点リスクチェックリスト (例)

点検年月日 平成 年 月 日 点検者氏名

重点点検項目	点検対象	点検内容	点検結果	改善確認
作業場所の墜落危険箇所のひろい出しに努めましょう。				
1. 墜落危険箇所の安全点検	足場、架設通路、仮設の階段、作業構台など	作業場所が確保されているか、足場板等は固定されているか、通路が確保されているか、手すり囲いなどの設備があるか		
	階段、踊り場、高所にある作業場所、通路、材料置場、窓付近	手すり囲いなどの設備があるか、床面の滑り止めがされているか、階段・通路にものが放置されていないか、危険箇所の立入禁止		
	脚立、踏み台、はしご	機器に損傷はないか、設置している床は平らか、緊結などして使用しているか		
	手すりを乗り越えての作業、窓際での臨時作業など	墜落危険の伴う作業のひろい出し、有効に安全帯、命綱が使われているか、		
機械の加工点における安全対策の見直しに努めましょう。 トラブル等非定常作業時の作業マニュアルの作成に努めましょう。				
2. 機械関係の安全点検	電動機、携帯用電動機械、切削機械、加工用機械設備、プレス、木工機械、動力伝達設備のベルト部分、溶接機、など	回転部分や危険限界に囲い、カバーがされているか、		
		機械の異常についての点検、点検結果記録作成、速やかな補修がされているか、点検修理時には機械を停止して行う手順か、		
		プレス、木工機械などの作業主任者の配置と職務が励行されているか、溶接作業の資格の確認と不安全作業がなされていないか、		
		感電のおそれがないか、被覆等が破損しているところがないか、アースがされているか、		
安全の基本である4S活動を定着させましょう。				
3. 転倒等行動災害の防止の安全点検	転倒のおそれのある障害物、滑り止め設備、適正な履き物、あわてない作業行動、不自然な姿勢	転倒等のおそれのあるつまづきのリスクの段差、凹凸、突起物があるか、こう配の急な階段等に手すり・滑り止めはあるか		
		踏み出す前に足元確認、階段は最初の段と2～2段は特に慎重に、通路、作業床は走らない、ポケットへ手を入れたまま、スマホを見ながらの歩行はしていないか。		
		中腰、ひねり、前かがみ、後ろを向いて身体をそらすなどの不自然な姿勢は避けているか、急激な動作を避けるよう意識しているか。		
		危険箇所や守るべきルールの表示はされているか、事業場、個人の安全行動宣言はされているか。		
自動車運転者に対する危険予知能力の向上を図るため、安全教育に努めましょう。				
4. 交通事故防止の安全点検	運転者の健康管理	健康診断の実施、適正な労働時間休憩時間の確保がされているか		
	車両の点検整備	自動車点検基準による点検がされているか、過重な積載をしていないか		
	安全教育の実施	走行経路について危険箇所の抽出とその対策がされているか、携帯電話の使用の注意が徹底されているか、定期的な安全教育を受講させているか		
	事業内管理体制の確立	交通労働災害防止担当者は選任されているか、無理な運行計画がされていないか、通勤交通災害を含め教育指導を実施しているか		

※本チェックリストは、栃木労働局のホームページの宇都宮労働基準監督署のお知らせからダウンロードできます。

# 死亡重大災害撲滅へ

## 年末年始の災害防止に向けて

**28年  
6件死亡**

平成28年10月末までの宇都宮署管内における労働災害の発生状況については、休業4日以上については365件と前年を15件(4.29%)上回り、微増という状況にあります。

死亡災害は6件で、昨年1年間で発生した死亡災害3件の倍の数という事態になっています、本年は原因の半数が交通事故となっており「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」の遵守と、運転中のスマホ等の操作など、前方不注意となる行為は厳禁です。

これから年末年始の労働災害防止期間に向けて、リスクアセスメントの定着・充実を進め、特に死亡災害に繋がる墜落転落危険箇所、機械関係、転倒等行動災害の防止、交通事故防止の安全点検を事業主、担当者を中心に時期に合った展開をされるようお願いいたします。

### 安全文化推進運動展開中

安全文化を構築し  
無災害を達成しよう

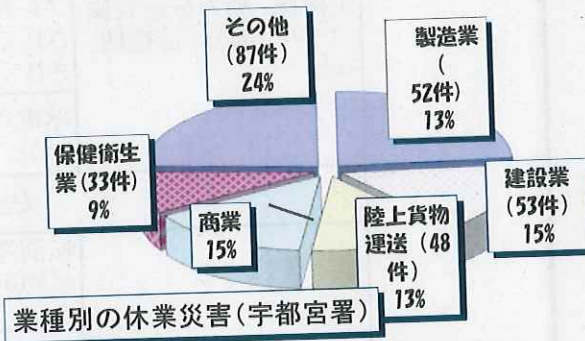
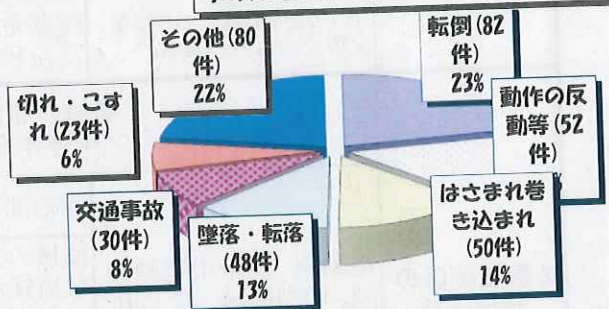
### 死亡事例

イラストは参考



自社資材置き場でトラックの荷台にバックフォアを積載するため、荷台後部に鋼製道板(長さ1.8m、幅0.35m)を渡し、バックフォアを前進で荷台に載せたところ、荷台上で当該バックフォアが後方に滑りだし、ひっくり返り、道板に接触して右側に横転し地上に落ちた。この際に被災者は、バックフォアの下敷きになったもの。トラックの荷台には砂が少し残っており、約10度上げられていた。道板の勾配は約29度であった。  
4月発生

事故の型別の休業災害(宇都宮署)

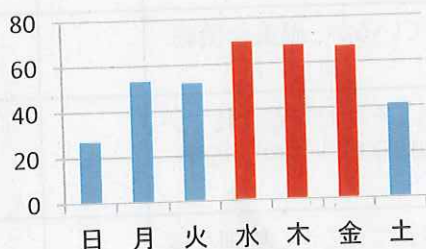


データは平成28年10末日現在

## 水曜は一斉点検日に

平成27年における労働災害を対象に曜日別で災害発生状況を集計したところ、週の後半に多くに災害が集中していることがわかりました。

仕事の内容に慣れ、緊張感が緩む水曜日以降に災害を発生させないため、職場の一斉点検、安全巡視、安全ミーティングなどの実施により、週間をとおし、注意喚起を行いましょ。



3階建てのビル解体工事において、屋上階の階段室内で外壁解体の手元作業を行っていたところ、窓枠及び外壁とともに9.5m下に墜落した。3月発生

宇都宮労働基準監督署

※本チラシ、水曜の点検ポスター、災害事例、重点リスクチェックシート(裏面)は栃木労働局のホームページの宇都宮労働基準監督署のお知らせコーナーからダウンロードできます。

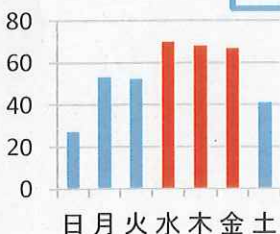
# 水曜日は一斉点検



## その作業STOP!

### 一斉点検重点事項

水曜日一斉点検について



平成27年における労働災害を対象に曜日別で災害発生状況を集計したところ、週の後半に多くに災害が集中していることがわかりました。

仕事の内容に慣れ、緊張感が緩む水曜日以降に災害を発生させないため、職場の一斉点検、安全巡視、安全ミーティングなどの実施により、週間をとおり、注意喚起を行います。



安全文化を構築し  
無災害を達成しよう!

主唱者 宇都宮労働基準監督署  
主催者 一般社団法人宇都宮労働基準協会

月度



揭示日平成 年 月

# 『安全行動宣言』

労働災害防止のため私はこちらします！

※【商品の保管管理徹底】などの書き方ではなく、「バックヤードにおいて商品が通路に置かていないか、荷崩れを起こすような積み方をされていないかを確認します！」など、具体的に、誰でもわかりやすい表現とし、また、店長自らがそれを実行していることを、すべての従業員が確認できるような内容にしましょう。従業員一人一人があなたの行動を見ています。

あなたの写真を貼りましょう



(自署で署名しましょう)

## 基本方針

※社長あるいは会社の方針として定まっている安全衛生に関する基本方針を記入しましょう。

・宣言内容を吟味し、毎月更新することが望まれますが、店舗によっては1箇月を超える適切な期間ごとに更新することも有効です。